

第宮城県建築士会大崎支部規定

第1章 総 則

(名称)

第1条 本支部は、一般社団法人宮城県建築士会大崎支部(以下「支部」という。)と称する。

(事務局の所在地)

第2条 支部の事務局を大崎地域に置く。

(目的)

第3条 支部は、支部会員相互の連携を図りながら支部事業を遂行するとともに、一般社団法人宮城県建築士会(以下「本会」という。)の運営に協力することを目的とする。

(支部への所属)

第4条 支部地域に居住する本会会員は、その支部に所属するものとする。但し、居住地以外に勤務する場合で勤務地の支部に所属を希望する場合は、勤務地の支部に所属することを認める。

第2章 事 業

(事業)

第5条 支部は、支部の目的を達成するため必要な事業を行うことができる。

第3章 会 費

(会費)

第6条 支部は、本会会費の他に支部会費を徴収することができる。支部会費は、支部総会において決定する。

(会費の納入)

第7条 支部会費は、支部で定めた方法により納入する。

第4章 総 会

(支部総会の開催)

第8条 支部総会は、支部会員の総意により開催することができる。

(議決)

第9条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業及び収支に関する報告、計算及び決算等に関する事項
- (2) 役員を選任及び解任に関する事項
- (3) 支部規定の変更等に関する事項
- (4) その他支部運営に必要と認める事項

第5章 役員

(役員)

第10条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 5名以内
- (3) 幹事長 1名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監事 3名

(役員を選任)

第11条 前条の役員は、総会の決議によって選任する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第13条 支部に顧問及び相談役を置くことができる。

附則

- 1 この規定に定めのないものについては、本会の定款に準ずる。
- 2 この規定は、平成25年3月23日から適用する。
3. 現行支部規約は廃止する